

# 令和5年度事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

## I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の脅威は、発生から2年以上を経過してもなお私たちに混乱と不安をもたらし、日常生活に大きな影響を与えています。兵庫県保育協会(以下保育協会)の事業もコロナ禍で、中止や延期など変更を余儀なくされました。他方、会員施設の保育現場においては就労支援という社会的使命を果たすべく、保育者は感染リスクを抱えながらも献身的に保育に取り組み、保育所が社会を支える必要不可欠な存在であることが再認識されました。その上に感染拡大防止と、子どもの健やかな育ちを両立させるための保育実践に取り組む努力を続けて来しました。

さて、未だコロナ感染終息の先行きが見えない状況での次年度事業計画の立案や、計画の実行可否の予測は難しいものの、コロナ禍において私たちが経験した学びや発見、創意工夫したことを糧として、私たちは更に前進しなければなりません。特にこの経験を通して大きく進歩したのがオンラインによる会議や研修会の普及です。この取り組みは会員、関係者等多くの方々にご理解とご協力を得て取り組んで来しました。まだ課題は多く残るもののコロナ感染対策に限らず、広域な兵庫県にとって有効な手段として、これからも必要に応じて活用していくことが求められます。令和4年度は引き続きオンライン研修等、コロナ禍において私たちが工夫して進めてきた取り組みを最大限活用し、事業に取り組んでいきます。

兵庫県は待機児童対策に課題が残る一方、少子化による人口減少の影響が危惧されるなど地域の状況が大きく異なり、そこに地方分権が進むなか、それぞれの地域で基礎自治体との連携を持って対応することが求められます。そのためにはそれぞれの地域における「子ども・子育て会議」をはじめとして様々な場で、地域の課題・ニーズを関係者と共有する必要があります。保育協会としても、引き続き県行政との緊密な連携を保ち、県内の保育関係団体とも協力体制を取りながら、運営基盤の強化と積極的な事業の推進に努めます。

## II ビジョン及び重点目標

### 兵庫県保育協会ビジョン

子どもの権利保障と持続可能な社会の発展をめざし、乳幼児教育保育の重要性や専門性に関する社会的理解や認知を促し、保育士等の社会的地位向上を図るとともに、安全・安心と、保育の質の維持・向上に努め、保育・教育に関する諸問題の解決に向けて取り組む。

### 令和5年度重点目標

1. 保育人材の確保・定着と更なる資質の向上を推進する。
2. 子どもの人権を守るための取り組み。
3. 少子社会における子どもの育ちを保証する。
4. 地域における子育て支援等の更なる充実。
5. 保育環境を高めるための提言や予算確保の要望。

### Ⅲ 事 業

#### 公益目的事業

##### (公1) 乳児及び幼児の保育の振興に関する事業

#### I 子育て家庭への支援事業【公益事業】

##### 1 乳児及び幼児の保育に関する普及啓発事業

###### (1) 兵庫県保育大会

次代を担う子ども達の健全育成と地域に根ざした保育所等づくりを進め、兵庫の保育の質的向上、発展と普及啓発を目指し行う。(兵庫県委託事業)

- ・ 表彰(創意工夫作品・創意工夫保育賞・永年勤続表彰)
- ・ アトラクション
- ・ 記念講演
- ・ 創意工夫作品展

(実施時期) 10月28日(土)

(会 場) 丹波篠山市田園交響ホール(丹波篠山市北新町41)

(対象者) 一般県民親子、保育関係者、福祉関係者、県市町関係職員 800人

(周知方法) 各市町に開催要綱を配布

(共 催) 兵庫県・丹波篠山市・兵庫県社会福祉協議会

###### (2) 広報誌の発行

協会広報誌「てとて」、「兵庫の保育」を発行し、会員保育所・認定こども園の活動状況や子育て家庭に役立つ情報を発信し、乳幼児保育に関する知識等の普及啓発を図るとともに、広報活動の拡大・充実を目指し、広報誌の更なる活用方法等を検討する。

(発行回数) 「てとて」 年間2回

「兵庫の保育」 年間2回

(配布先) 会員保育所・認定こども園、保育士養成校、県内全高等学校、各関係行政機関、賛助会員、一般県民

###### (3) インターネットによる広報活動

ホームページに協会主催のイベント事業や研修会等の案内、子育てに関する情報を掲示し、保育に関する知識の普及啓発に努める。

###### (4) よい子ネットによる情報発信

協会と会員保育所・認定こども園及び保護者を結ぶネットワーク通信「よい子ネット」を活用し、電子連絡帳、保育所主催のイベント事業に関する情報等を発信する。

##### 2 地域に開かれた保育活動事業

###### (1) 乳幼児子育て応援事業

核家族化・都市化の進展により子育て家庭が孤立し、育児の負担感・不安感が高まっているため、兵庫県と連携して、保育所・認定こども園で行う親子の体験活動等を通じ、特に育児不安の多い低年齢児を抱える家庭等に対して、親子のふれ合いによる育児不安の解消及び親としての資質向上を図り、親育ちの機会を提供する。

(兵庫県委託事業)

(実施時期) 1施設 年間96回(月8回程度)又は48回(月4回程度)

(会場) 県内認定こども園・保育所(神戸市・姫路市・西宮市含む) 515施設

(対象者) 在宅児童(概ね0~2歳児)とその保護者

(周知方法) 協会ホームページによる情報発信

## II 保育者の養成及び資質向上事業【公益事業】

### (1) 研修事業の実施

#### ① 新規採用内定者研修会

(実施時期) 3月

(会場) 神戸市内

(対象者) 県内保育所・認定こども園の新規採用内定者及び中途採用職員等 300人

#### ② 新任保育士フォローアップ研修会

(実施時期) 6月1日

(会場) 神戸市内

(対象者) 保育士経験が1年目の県内保育所・認定こども園職員等 170人

#### ③ 保育士フォローアップ研修会(⑥キャリアアップ研修として実施予定)

(実施時期) 7月27日

(会場) 神戸市内

(対象者) 保育士経験が2~3年程度の県内保育所・認定こども園職員等

#### ④ 中堅保育士研修会(⑥キャリアアップ研修として実施予定)

(実施時期) 未定

(会場) 神戸市内

(対象者) 県内保育所・認定こども園の中堅保育士等 170人

#### ⑤ 主任保育士研修会(⑥キャリアアップ研修として実施予定)

(実施時期) 未定

(会場) 神戸市内

(対象者) 県内保育所・認定こども園の主任職員等 170人

#### ⑥ 施設長等研修会

人材育成や保護者支援について研修を実施する。

(実施時期) 未定

(会場) 未定

(対象者) 県内公立保育所・認定こども園の施設長等 100人

#### ⑦ 施設長等研修会

保育士・保育教諭の人材定着や処遇改善および監査に関すること、人権意識向上に関すること、保育情勢・環境に関すること等について研修を実施する。

(実施時期) 未定(年1回以上)

(会場) 未定

(対象者) 県内民間保育所・認定こども園の施設長等 150人

#### ⑧ 認定こども園研修会

教育・保育の取り組みや質の向上に関する研修を実施する。

(実施時期) 未 定 (年1回)

(会 場 ) 神戸市内

(対 象 者 ) 県内保育所・認定こども園施設長等

⑨ 人権意識の向上を目指した虐待防止等のための研修会

こどもの権利条約を見つめなおし、こどもや保護者、保育者の人権について考える研修を実施する。

(実施時期) 未 定 (年1回以上)

(会 場 ) 神戸市内

(対 象 者 ) 県内保育所・認定こども園職員等

⑩ リスクマネジメント研修会

運営の透明化および組織の在り方等について学び、管理者や保育者として必要となる考え方とスキルの習得を目指した研修を実施する。

(実施時期) 未 定 (年1回以上)

(会 場 ) 未 定

(対 象 者 ) 県内民間保育所・認定こども園の施設長等 120人

⑪ 管理職等研修会

管理職として必要なマネジメントや労務の基本的な知識と、保育情勢等の動向に関する研修を実施する。

(実施時期) 未 定 (年1回)

(会 場 ) 神戸市内

(対 象 者 ) 管理職及び管理職候補者

⑫ 地区研修会 (各地区)

各地区における研修や子育て支援活動等を支援する (普及啓発事業を兼ねる)。

(実施時期) 随 時

(会 場 ) 各地区

(対 象 者 ) 県内保育所・認定こども園職員等

⑬ 保育士等キャリアアップ研修会

(実施時期) 4月～3月 (年間)

(会 場 ) 未 定

(対 象 者 ) 副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等

(兵庫県委託事業) 専門3分野 (各分野15時間以上)

(ア) 障害児保育研修会

(イ) 食育・アレルギー対応研修会

(ウ) 副主任保育士マネジメント研修会

(協会自主事業: 県指定予定) 専門4分野

(エ) 乳児保育研修会

(オ) 幼児教育研修会

(カ) 保健衛生・安全対策研修会

(キ) 保護者支援・子育て支援研修会

⑭ 保育士人材確保研修会

保育人材の確保及び定着を図るための研修を実施する。(兵庫県委託事業)

(実施時期) 未 定

- (対象者) 県内保育所・認定こども園職員等
- ⑮ 兵庫県内認定こども園関係団体協議会研究会  
兵庫県内の認定こども園の職員を対象に講演、シンポジウム、意見交換会を開催する。  
(実施時期) 8月19日(土)  
(会場) ポートピアホテル  
(内容) 講演、シンポジウム及び意見交換会  
(対象者) 県内認定こども園の園長・職員等(神戸市・姫路市・西宮市・私立幼稚園含む。)
- ⑯ 認定こども園園長等研修会  
兵庫県内の認定こども園の資質向上を図るため、兵庫県独自の園長等研修を実施する。(兵庫県委託事業)  
(実施時期) 8月19日(土)・9月13日(水)・9月22日(金)・10月5日(木)・11月9日(木)・12月13日(水)  
(会場) 未定  
(内容・時間) 原論、実践、連携、運営の4項目・30時間(5時間×6日)  
(対象者) 幼保連携型認定こども園の園長等(神戸市・姫路市・西宮市・私立幼稚園含む)
- ⑰ 認定こども園主幹保育教諭等研修会  
認定こども園の主幹保育教諭として必要な知識を習得し、資質の向上を図る。(兵庫県委託事業)  
(実施時期) 8月3日(木)  
(会場) 未定  
(内容・回数) 認定こども園の原理、リーダーシップと同僚性の形成、カリキュラム・マネジメント等・年1回(1回6時間)  
(対象者) 県内認定こども園の主幹保育教諭等(神戸市・姫路市・西宮市・私立幼稚園含む)
- ⑱ 実習指導担当者育成研修会  
保育実習生の指導者の育成と保育人材の確保を目指した研修を実施する。(兵庫県補助事業)  
(実施時期) 未定  
(会場) 神戸市内  
(内容) 未定  
(対象者) 県内保育所・認定こども園職員等
- ⑲ ひょうご乳幼児教育・保育マイスター養成研修会  
保育所、認定こども園、幼稚園等の施設長等が、保育の質の維持・向上を図るための園運営及び職員の資質向上に寄与するための指導等を行うために必要な知識を習得するための研修を実施する。(兵庫県委託事業)  
(実施時期) 未定  
(会場) 神戸市内  
(内容) 未定  
(対象者) 県内保育所・認定こども園施設長等

(2) 子どもの人権を守るための取り組み

各部会・委員会を中心に、子どもの人権を守るための取り組みに関する研修会やセルフチェックリスト等についての啓発・広報等を行う。

(3) 令和5年度全保協近畿ブロック保育研究集会（新）

（実施時期）7月12日（水）、13日（木）

（会場）神戸市ポートピアホテル

（内容）基調講演・分科会・記念講演

（対象者）近畿圏内の保育・幼児教育関係者および学校関係者・学生 850人

### Ⅲ 保育者の人材確保事業【公益事業】

#### 1 ほいくーる（兵庫県保育士・保育所支援センター）の運営

保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士等の就職支援を行う。  
（兵庫県委託事業）

##### (1) 保育士等人材紹介事業の実施

保育所で働きたい人と人材を求める保育所等の登録を行い、就職を斡旋する。  
また、退職した保育士等を活用した保育士等確保策を拡充していく。

##### (2) 広報・啓発事業の実施

チラシ・リーフレットの作成・配布、インターネット・ホームページ・SNS等による情報発信等により潜在保育士等に広報、啓発を行う。

##### (3) 就職説明会等の開催

###### ① 「兵庫県保育協会 保育フェア 2023」の開催

保育現場への就労を希望する学生や一般求職者の就職活動を支援するとともに、保育所等の人材確保を図ることや施設のアピールを目的にブース面談、求人等の情報提供を行う。

（実施時期）5月28日（日）

（会場）神戸サンボホール

（対象者）保育の職場へ就労を希望する学生及び一般求職者 100人

###### ② 「兵庫県保育園・幼稚園・認定こども園合同就職フェア 2023」の開催

保育・幼稚園5団体合同で、保育・幼児教育の施設を紹介するとともに、就労を希望する学生や一般求職者の就職活動を支援し、保育所等の人材確保を図る。

（実施時期）7月9日（日）

（会場）神戸国際展示場1号館

（対象者）保育の職場へ就労を希望する学生及び一般求職者 300人

（主催）兵庫県保育協会・神戸市私立保育連盟・姫路市保育協会・西宮市私立保育協会・兵庫県私立幼稚園協会

###### ③ その他「就職フェア」の開催支援

保育所等へ就労を希望する学生や潜在保育士等が抱える不安を払拭し、就労への意欲と自信をつけることにより、安心して保育現場で働けるよう、その他の「就職フェア」の開催を支援する。

###### ④ 出張相談等の実施

上記①、②の就職フェアでの「相談・登録コーナー」の開設や、ハローワーク

における就職相談会で出張相談等を行う。

⑤ 復職者支援イベントの開催（検討中）

潜在保育士等に対する就労支援を行うため、相談会等を開催する

(4) ほいくーる（兵庫県保育士・保育所支援センター）運営委員会の開催

ほいくーるの運営等について関係者で協議する場を設け、効率的な運営を行う。

(5) 保育士養成校との連絡調整

① 意見交換会の開催

保育所等における人材確保と定着に係る課題について、保育士養成校と意見交換を行う場を設け、解決策を見出す機会とする。

（実施時期）未 定

（会 場）未 定

② 潜在保育士等の掘り起こしに係る連携、協力要請

保育士養成校卒業生等への当センターの告知・広報のため、リーフレットの配付や就職フェアへの参加等を依頼する。

2 保育体験ボランティア事業の実施

大学等に在学する学生・生徒及び潜在保育士を、ボランティアとして会員施設に受け入れ、実際の保育現場の雰囲気や内容などを直接知ってもらい、また様々な保育現場を体験する機会を提供することにより、就職後のミスマッチを防止し、円滑な就労の支援と、将来の保育人材の育成、確保につなげる。

（対象者）大学、短期大学、専門学校、高等学校に在籍する学生・生徒等

（実施時期）年 間

3 保育人材確保対策貸付事業

保育士の離職防止及び潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格取得を目指す保育補助者の雇上に要する経費、離職した保育士が再就職する際の必要となる準備金、未就学児に係る保育料の負担及び養成施設の卒業後保育所等で勤務する意志がある場合に、学費等の支援を行う。（兵庫県委託事業）

(1) 保育補助者雇上費貸付

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図る事を目的として、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付を行う。

【貸付額】 保育補助者に係る貸金

（貸付限度額 1人2,953千円/年額、2人以上5,168千円/年額）

(2) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児を持つ潜在保育士が、保育士として保育所に勤務する場合、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付を行う。

【貸付額】 保育料（1月当たり最高5万4千円）の半額（貸付期間：1年間限度）

(3) 就職準備金貸付

潜在保育士が保育士として保育所に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付を行う。

【貸付額】 就職準備金 40万円以内（1回を限度）

(4) 保育士修学資金貸付

養成施設卒業後、保育所等で勤務する意志がある場合に学費等の貸付を行う。

- 【貸付額】 入学準備金 20万円（1回を限度）  
学 費 月額上限 5万円（最大2年間）  
就職準備金 20万円（1回を限度）

- (5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付  
未就学児を持ち保育所等を利用しており、かつ保育所等における勤務の時間帯により子どもの預かり支援に関する事業（ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業等）を利用している保育士に、貸付を行う。

- 【貸付額】 利用料金の半額（借受人1人つき年額12万3千円が上限）  
（貸付期間：最大2年間）

#### IV 保育事業に関する調査研究事業【公益事業】

##### 1 保育事業に関する調査研究

部会長・委員長などからの要請に、必要に応じアンケート実施に向けて検討する。

### 収益事業等

#### I その他事業（相互扶助等事業）

##### （他1）連絡調整事業

##### 1 各種会議の開催

- (1) 部会長・委員長会議
- (2) 支部長会議
- (3) 各部会・委員会

##### 2 地区・支部との交流促進

- (1) 6地区28支部における活動と交流の促進

##### 3 上部団体、行政及び関係団体との連携

協会の円滑な運営と、保育事業に関する情報収集、保育制度の向上に関することなど次の関係機関と連携を行う。

- (1) 全国保育三団体への役員派遣及び会議出席  
全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会
- (2) 兵庫県内認定こども園関係団体協議会への役員派遣及び会議出席
- (3) 行政及び社会福祉関係団体への会議出席

##### 4 兵庫県等への提言及び要望活動の展開

- (1) 保育制度のあり方や保育所・認定こども園機能の充実、強化に向け、施策提言や要望活動を行う。

兵庫県、兵庫県議会等

- (2) 予算対策協議会の開催 年3回（6月・7月・2月）

### II 法人管理

#### （他1）組織運営に関する事業



## 1 諸会議の開催

- (1) 定時総会 年1回(5月)
- (2) 理事会 年6回(隔月)
- (3) 監査会 年1回
- (4) 正副会長会 年6回のほか必要に応じ随時
- (5) 各種会議 必要に応じ随時

## 2 総務・財務の活動

公益社団法人としての組織機能のあり方を検討するとともに、健全な財政運営を行うため、事業収入の確保についても検討する。

## 3 法律相談事業の実施

会員保育所・認定こども園の法律問題に対処し、相談窓口(弁護士事務所)を開設する。

## 4 会員保育所・認定こども園の運営に必要とされる製品等の紹介

賛助会員の保育環境機材や衛生関連用品等を会員保育所・認定こども園に紹介する。